

Tochigi
Architect
Office
Association
Bulletin

2011
1
No.92



社団法人栃木県建築士事務所協会会報



建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって、職務を全うします。

平成20年5月

社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 栃木県建築士事務所協会



2011/1 No.92 目次

| | | |
|--------------------------------|--------------------------------|-------|
| 年頭所感 | 会長 本澤 宗夫 …………… | 3-4 |
| 平成23年 新年知事あいさつ | 栃木県知事 福田 富一 …………… | 5 |
| 栃木県建築設計サポートセンターのご案内 | …………… | 6 |
| 上海万博へ行く2泊3日の旅 | …………… | 7-10 |
| 法律シリーズ No.50 | | |
| 建築トラブルの処理手続きについて | 弁護士法人佐藤貞夫法律事務所 弁護士 中澤 浩平 …………… | 11-12 |
| 税務シリーズ No.17 | | |
| 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更 | 久保井会計事務所 久保井一臣 …………… | 13-14 |
| コラム 幕末日本を見た3人の外国人 | 広報・渉外委員 中村 清隆 …………… | 15-16 |
| ファシリティマネジメントを始めよう | 広報・渉外委員 大高 宣光 …………… | 17-18 |
| 指定確認検査機関のミス | (有)日事連サービス 中川 孝昭 …………… | 19 |
| 平成22年度 第2回新商品・新技術研修会 | …………… | 20 |
| 協会日誌 2010.9~2010.12 | …………… | 21-22 |
| 編集後記 | …………… | 22 |

表紙紹介

道の駅矢板 エコモデルハウス



設計コンセプト

道の駅矢板エコモデルハウスは、一般家庭から排出される二酸化炭素(CO₂)量の削減を目的として、設計者、工務店、造園施工者等にエコハウスに対する知識や技術を高めてもらい、また、住民にエコハウスのメリット等を直接体験してもらうことによりエコを心がけた住宅の普及を目指すことを目的として建設されました。

設計のポイントは、地域性・環境性・ライフスタイルの3つの事項が挙げられます。

地域性については、たかはら産の杉、桧を中心に益子の再生タイル、大谷石、烏山和紙、矢板にあるメーカーの太陽光発電パネルを積極的に採用し建物の地産地消をめざしました。

環境性については、自然再生エネルギーの有効活用と屋外環境と室内環境の一体感をテーマに太陽熱、太陽光、自然通風、薪ストーブの熱等を利用した環境にやさしい高性能の環境共生住宅をめざしました。

ライフスタイルについては、自然と気候風土と一体となったパッシブ型のライフスタイルにふさわしい形式として土間空間、吹抜、建具によるダブルスクリーンによる可変性のあるアクティブなプランを提案しました。

株式会社フケタ設計

年 頭 所 感



社団法人 栃木県建築士事務所協会
会 長 本 澤 宗 夫

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃は、当協会に格別のご指導、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成20年11月28日付けで改正建築士法が施行され、これらの改正は建築士の資格制度の根幹に係る重大な意味をなすものであると同時に、建築設計業務に関する事務量も大幅に増加することとなり対応に苦慮しているのが現情であります。

この改正建築士法の改正は、消費者の立場にたった改正でもあり、建築物の安全性及び建築士制度に対する一般の方々の信頼を回復するため、建築士に対する罰則強化、建築士の資質の向上及び高度な専門能力を有する建築士の活用、或いは設計、工事監理業務の適正化など真に安全で安心な建築物の提供が求められることとなりました。

この法改正にともない、審査を厳格化・重層化すればする程安全弁は確保されるように見えるが、時間と労力が浪費され国民負担が増大され、消費者も建築主も設計者も自助努力や自己責任や専門家責任への意識を麻痺させ、法規制や行政に過度に依存し誰も責任を取らない風潮を増幅する恐れがある。

必要なのは、法規制の厳密化や審査の厳格化ではなく設計者の資質の向上と設計・監理業の厳正化を図ることにより、設計者が責任を持てる環境を整備し、設計者に裁量と責任を持たせることで建築基準法の規定と確認審査の簡素化と合理化をはかり「建築士事務所法」の制定を目指すことである。

私は14年5月会長就任にあたり、基本方針並びに理念について発表し、毎年継続して発信をしておりますが、今年度は会長就任時の基本方針を見直すのではなく再認識をす

る環境（時期）に建築設計業界はきているのではないかと思い、私たち建築士事務所協会は協会員の強力な結束により下記基本方針の認識を新たに活動すれば活路は見いだせると確信しております。

☆会長就任時の基本方針

①建築士事務所はどう変わる？

今、社会全般に価値観の大きな転換が進んでいます。

これまでの経済優先主義への反省から、先進諸国において共通にみられる消費者主義への傾斜、つまり「生産の論理より消費者の満足をいっそう大切にする」という流れです。これまでの日本の建築は、急激に膨張する需要に応えるため、技術開発や生産規模の拡大を目標として進んできました。しかし、その成果は真に社会の要求に応えるものだったのでしょうか。

残念ながら、成果物としての建物の品質・価格・環境への影響、その他さまざまな面で改善する必要が感じられるのです。そしてこれらは、建築にかかわる技術者・経営者に対しての意識と同時に建築の「仕組みの改革」が必要なのではないでしょうか。

そのようなさまざまな現状認識に立ち、私たち協会はこれから積極的に改革を進めます。

②新たな時代に向かって

社会のニーズは絶えず動き、そして建築主の意識も変わっています。いっそう建築士事務所の仕事の範囲は広がり、多様化し、質が問われるようになるでしょう。

したがって、何よりニーズの変化と高まりに応えうる力を高め、顧客や社会に対しいつでも満足なサービスが提供できるよう備えなければなりません。

私たちは、新生・栃木県建築士事務所協会として改善すべき大きな四本の柱をかがげました。



★私たちが目指す四本の柱

第一の柱は、 建築士事務所の業務・経営を律する諸規範を再構築することです。

私たち自身を律するルールを定め、これに正しく沿った業務・経営を展開することです。建築事務所及び建築士事務所協会は「何が出来るか、何をしなければならないか、何をしてはいけないか」を個々の建築主や社会に対して訴えていきます。

第二の柱は、 建築士事務所が備えるべき資質・能力を向上させることです。

新たな時代のニーズに応えるため、個別の力では限界があります。したがって、より効率的に資質・能力の向上を達成するための有効なシステムを、協会を中心に全員が協力して作り上げたいと考えております。

第三の柱は、 協会会員の結集を図ることです。

会員はその多くが所員数名という中小事務所です。しかし、小規模とはいえ特色を生かして結集すると、より弾力

的、効果的となり、強力なパワーとなります。

第四の柱は、 情報を開示して、建築士事務所の意義を顧客・社会に積極的にアピールすることです。

「建築士事務所とはどのようなことをするところか」「建築士事務所に仕事を依頼するとなぜ安心なのか」ということが、まだまだ一般の人たちに理解されていないところがあります。というのも、個々の事務所の業務体制や技術力、経営力などの情報が十分に知られていないからです。これらを改善して、建築士事務所が真に顧客・社会から期待されもっとお客さんの身近なものにしようと全会員とともに取り組んでいきたい。

我々建築士事務所は、落ち込んでいるわけにはいかない、この現況化において躊躇している余裕はありません今こそ奮起するチャンスであり、新しいことに挑戦する勇気を持ってピンチをチャンスに変える決断と行動を起す事により必ずや道は開ける。

☆自利利他円満！（本澤の私信）

倫理性のない組織は生き残れない！

建築を愛する心と倫理に美意識を！

自らの理念を追求することは、社会から隔離した
独り善がりに陥る危険性がある。

純粋に理念をつらぬきながらも絶えず社会を見据え、
コミュニケーションが必要である。

次代の時代へ → 提案力 + 施工力

次代への **プラス** がここに 있습니다。

営業品目
 ■建築・住宅資材関連 ■土木・基礎構造材関連 ■省エネ・環境・セキュリティ関連
 ■リニューアル関連 ■外装リフォーム関連

JASDAQ 上場 URL <http://www.fujii.co.jp/>

藤井産業株式会社

建設資材部 本社: 宇都宮市平出工業団地41番地3 TEL 028-662-6077
 小山支店・水戸支店・つくば支店・さいたま支店

社団法人
 栃木県建築士事務所協会の皆様と共に歩む...

平成23年 新年知事あいさつ



栃木県知事
福田 富一

社団法人栃木県建築士事務所協会会員の皆様、あけましておめでとうございます。

私は、知事就任以来、誰もが豊かさを実感できる“とちぎ”を創り上げるため、対話と協調による県民中心、市町村重視の県政を基本として、各種施策を積極的に推進して参りました。

昨年は、厳しい財政状況の中、自律的な行財政基盤の確立に向けた「とちぎ未来開拓プログラム」の実質的な初年度として、その着実な実行を図りながら、当面の最重要課題である「経済・雇用対策」に全庁を挙げて取り組んで参りました。また、最終年度となる栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」に掲げた目標の達成に向け、こども医療費助成対象の拡大、保育所の整備促進など子育てしやすい環境づくりや、1月に導入した「ドクターヘリ」の効果的な活用、医師確保対策の充実など地域医療体制の強化を通じ、「安心な地域社会の実現」に努めたほか、「とちぎ環境立県戦略」に基づくレジ袋削減運動の展開など「地球と人にやさしい“エコとちぎ”づくり」や、多彩な地域資源を活かした「とちぎ食の回廊づくり」の推進など「ブランドに着目した誇り輝く“とちぎ”づくり」等に全力を傾注してきたところであります。

一方、少子高齢化の進行と人口減少の本格化、経済のグローバル化や高度情報化の進展、さらには、地球環境問題の深刻化など、私たちは今、時代の大きな変化のただ中にあります。加えて、円高の進行など経済情勢の急激な変動や地方分権改革をめぐる動きなど、県政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

県では、こうした時代の潮流や社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、目指すべき将来像を実現するため、現在、新しい5か年間計画である栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン（仮称）」の策定を進めており、本年は、このプランのもと、新たなスタートをきることになります。新しいプランでは、「とちぎ元気プラン」の成果を継承するとともに、限られた行財政資源を有効に活用するため、選択と集中による施策の重点化を図り、政策の基本に「人づくり」を据えながら、「暮らしを支える安心戦略」「明日を拓く成長戦略」「未来につなぐ環境戦略」の3つの重点戦略を展開して参ります。そして、多様な主体による協働をさらに前進させる「地域をともに創る」という考え方に立ち、県民の皆様と手を携え、「人の元気」や「産業の元気」、「元気な自然」や「元気な地域」にあふれる、「安心 成長 環境 をとむにつくる、元気度 日本一 栃木県」を目指して参ります。

平成23年は、北関東自動車道がいよいよ全線開通を迎える年でもあります。近隣県となお一層連携・協力しながら、真の「有名有力県」に向け、私自らも、本県の多彩な魅力を県の内外に積極的に発信して参りますので、皆様より一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、本年が皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げます。新年のごあいさつといたします。

平成23年 1月



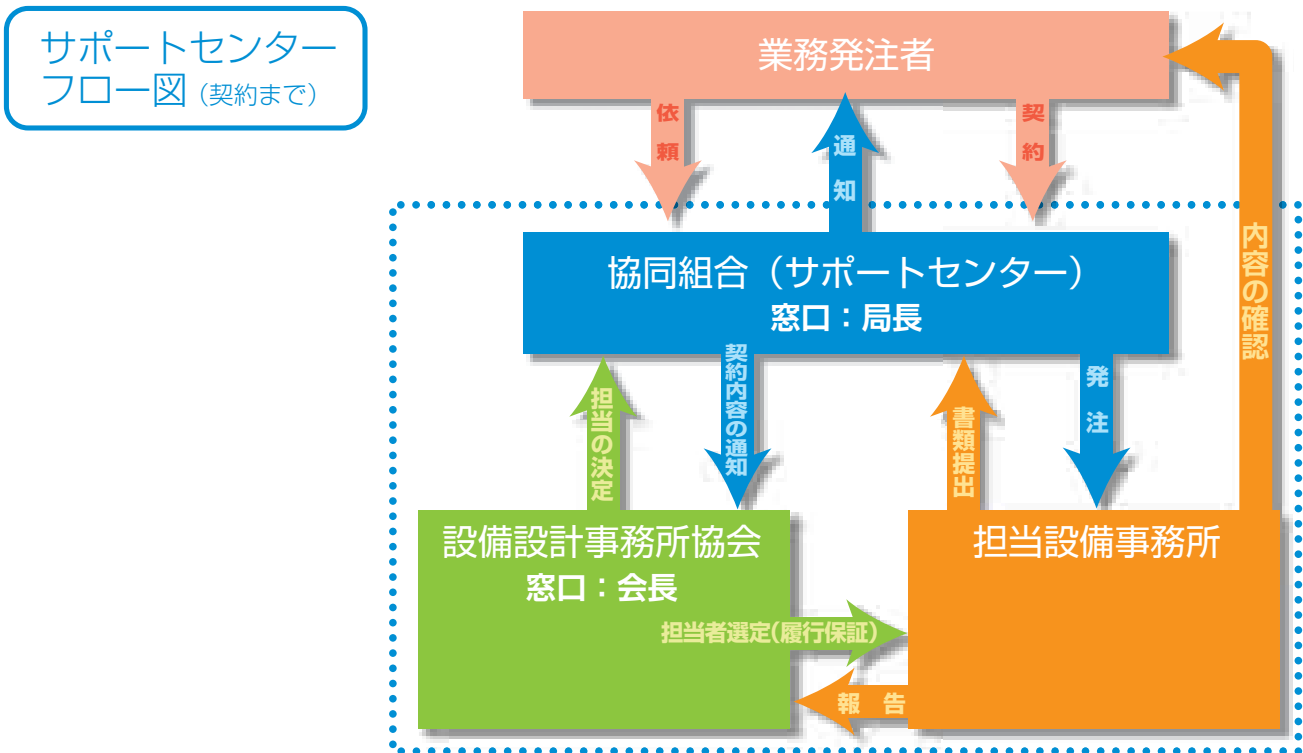
栃木県建築設計サポートセンターのご案内

平成21年度より構造設計一級建築士/設備設計一級建築士等の紹介、指定確認検査機関・適判機関等に対する苦情の受付及び建築基準法・建築士法の相談窓口の紹介を目的に栃木県建築設計サポートセンターが設置されました。さらに平成22年度より都道府県の実情を踏まえた業務（オプション業務）といたしまして構造設計、設備設計の業務を開始いたしました。今回は設備設計の業務受注に関してご案内をいたします。

サポートセンター（栃木県建築設計協同組合）は設備設計事務所協会の全会員が栃木県建築設計協同組合に加盟しており設備設計事務所協会が業務を担当いたします。サポートセンターは一級建築士事務所登録をいたしており業務発注者様と建築士法に基づく設計業務委託契約を結んでいただきその契約に基づき業務を進めてまいります。また設備設計事務所協会は担当事務所に対して**履行保証**を付加いたします。したがってサポートセンターに発注することにより、**設計品質の確保向上、工期の厳守、契約事務手続きの簡素化**等が期待できます。特に設備設計事務所協会が**履行保証**を付加いたしますので不測の事態が起こった場合や繁忙による工期遅れがなくなるということに関しては個別協力事務所への発注に対してかなりのアドバンテージがあると思われま。

契約までの流れとしましては別図にあるとおり業務概要等を記載した業務受付表をサポートへ提出していただくと、業務に合わせて設備設計事務所協会で最適な事務所を決定いたします。また業務発注様より担当事務所を指名いただくことも可能です。その後担当者として業務内容の確認していただき契約となります。また業務報酬は人工表を提示させていただきますが、原則として自由契約ですので双方の合意の上決定していただきます。業務発注者様は契約に関しては業務受付表の作成送付をするだけなので事務手続きも簡素化できます。

このように業務発注者様にとって多大な優位性のあるサポートセンターへの設備設計の発注をぜひ会員の皆様をお願いしたいと思います。



サポートセンター
フロー図 (契約まで)



上海万博へ行く

2010年10月22日(金)
～10月24日(日)
参加者22名

2泊3日の旅

1日目

10月22日(金)

JR宇都宮駅東口～上三川インター～成田空港

～上海市内～上海ヒルズ展望台～南京東路散策～新天地

JR宇都宮駅東口及びFKDインターパーク 駐車場から我々を乗せていざ出発

総勢22名を乗せた貸切バスは、宇都宮東口、FKDインターパーク駐車場を経由して北関東自動車道・上三川インターより東廻のコース（常磐道路）にて成田空港へ向かい、到着後出国手続きを経て、全日空機NH919便は午前9時50分我々を乗せて上海へ約3時間の空の旅へ飛び立った。

上海空港到着

現地時間でちょうど正午に上海空港に無事到着。

台風13号が気になる天候ではあったが、曇り空の天候の下で、沖縄・尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件など、中国各地で反日デモが相次ぐ中、嘘のように気持ちよくそして静かに我々一行を迎えてくれた。

上海の緯度は鹿児島県と同じ位で、日本と比べて気候の差はそれ程感じないまま、現地のバスに乗り込んだ。



上海摩天楼見学

我々を載せたバスは森ビルグループの都市づくりのノウハウを注ぎ込んだ上海ヒルズに到着、話には聞いていましたが、あまりにも高いビルでびっくり、そして周りのビルのカラフルなデザインに二度びっくりした。150元の入場券を払いエレベーターに乗り込み、いよいよ夢にまで見た怪物摩天楼へ、地上101階、高さ492m、わずか66秒で地上100mの95階に到着、そして、エスカレーターにて101階へ、世界一の高さにある展望台から上海の街を一望、床にはガラスが敷いてあり、階下の車が絶えず行き交う下界、林立するビルを見下ろすこともできた。すばらしい！の一言。

(総工費1250億円を投じて設計監理を森ビル株式会社一級建築士事務所が、施工は中国建築工程総公司連合体で2008年8月に竣工)

上海一の繁華街南京東路散策

南京東路は、遊びに来て買物もする地元の人達、内外の観光客で賑わう庶民的な街、中国雑貨を扱うお店や老舗レストランなどが軒を連ね歩行者天国になっていて、西洋の香り漂う上海らしくはなく中国の一都市としての上海を感じることが出来た。



旧フランス租界の街並を再現した新天地の散策

上海の伝統建築、石庫門の住宅地に誕生したスポット。ハイセンスでおしゃれなレストランやカフェ、ショップが並んでいて、あの近代建築の技術を総結集した上海ビルを見た後だけに、20世紀初頭の上海にタイムスリップした感じになった。よくこの場所を残し建物をリノベーションしたている。又、店の軒先のゆとりあるスペースを利用して、買い物客の休憩スペースを確保した街づくり等は、日本でのまちづくり、中心市街地の活性化等にも、大いに参考になると感心して第一日目の上海の街の散策を終了することが出来た。

ホテル着（上海ロンジモントホテル）

一日目の予定はすべて完了し、上海五星・ロンジモントホテルに到着。その後部屋割りを行った後、夕食に上海蟹などの名物料理店へ全員でゴー！

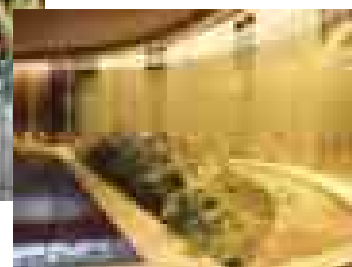
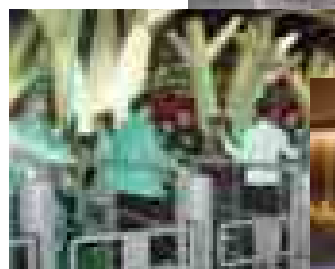
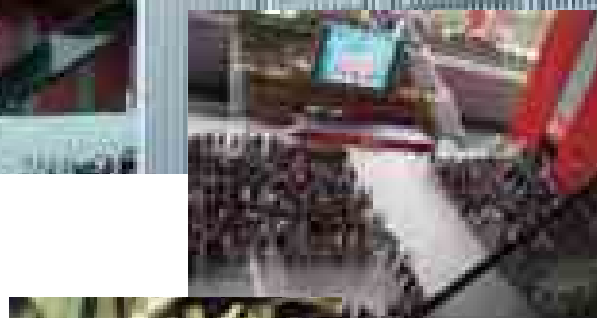




2日目 10月23日(土)

上海万国博覧会見学

ホテルで朝食をとり、いよいよ上海万博見学へ。台風13号の影響か？ またまた行いが良かったのか悪かったのか？ 朝から降り続く雨の中、現地のバスは万博会場に向けて出発、会場に着いてビックリ！ 八つあるゲート前是人だかりの山、今日一日だけで90万人とか、人物観察をしているだけでも楽しく思えた。



現地の添乗員さんの配慮で、一般の人では、長時間かかる所をスムーズに中国館に入れ、すべてを見尽くした後次の日本館へ、又、この場所も予約済みで待ち時間なしで入館することが出来た。中身の内容はスナップ写真で。

ホテル着（上海ロンジモントホテル）

雨の万博を思い出しながら傘を片手にホテルに到着。雨に濡れた服を着替え休憩を挟んで再び上海名物の夕食に出かけた。



3日目 10月24日(日)

上海市内観光とショッピングへ

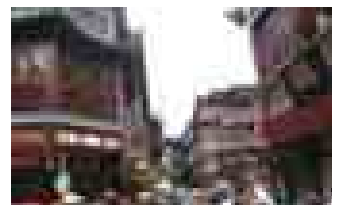
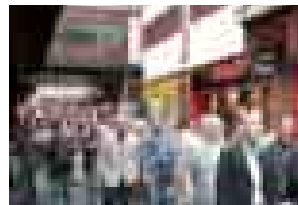
心配された雨もあがり最終日は上海の二大観光スポットのうちの一つ豫園見学だ。上海に来た観光客はほぼ必ず訪れる場所だそうだ。豫園の「豫」は「愉」に通じ、すなわち「楽しい園」という意味。内容はスナップ写真で。

世界初のリニアモーターカーにて上海空港 そして成田空港へ



いよいよ旅も終盤戦、現地の添乗員さんの案内で、おみやげ品のお茶などショッピングを済ませて、最高時速430km/hの世界を体感すべく

リニアモーターカーに乗車、あっという間に空港に到着。出国手続き後、買い足りないお土産を買い全日空機NH920便は楽しい思い出を乗せて上海空港から成田空港へ帰国の途に就く。



成田空港から宇都宮へ

午後5時飛行機は着陸。貸切バスにて途中サービスエリアに寄りながら家族の待つ宇都宮へ予定通り到着致しました。今回の企画運営に関わりましたトチギ旅行開発社様はじめ関係各位に御礼申し上げます。大変お疲れ様でした。



建築トラブルの処理手続きについて

弁護士法人佐藤貞夫法律事務所
弁護士 中澤浩平

契約にトラブルはつきものです。特に、建築物の設計・施工などにかかわる大きな取引になれば、些細な点が大きなトラブルに発展してしまうことも往々にしてあります。

このようなトラブルに対処するベストな手段は、事前に契約条件を明確に設定し、設計・施工の重要な節目ごとに適切な説明をすることです。しかし、どれだけ契約条件を明確に設定し、十分に説明を行うなどして万全な予防策を講じたとしても、トラブルが避けられないこともあります。そのようなときには、適切な紛争処理手段を選択することが最も重要になります。

そこで、今回は、建築トラブルの処理手段にはどのようなものがあり、各手段にはどのような特徴があるかについて簡単にお話しさせていただきます。

1 紛争処理手段の種類

紛争処理手段には、大きく分けて、裁判手段と裁判外の手続きによるものとの2種類があります。

このうち、裁判手段は、建築物の設計・施工のトラブルをめぐる、契約当事者の一方から他方に対して請求を立てて、裁判所に対して請求の可否についての裁判を求めているものです。裁判手段は、よく「最終手段」とも称されるように、裁判手段の前に裁判外の手続きが先行することもしばしばです。

他方、裁判外の手続きは、文字どおり裁判によらない紛争解決手段全てを意味するものであり、後でお話するようにその種類・性質は様々です。

2 裁判手段について

裁判所は、当事業双方の主張の可否を証拠によって判断します。裁判所の判断は「判決」と呼ばれ「既判力」（判決によって判断された一定の事項については当事者間で再び争えない効力）や「執行力」（金銭の給付等を命じる判決については国家権力により強制的に実現できる効力）など特別の効力が与えられます。従って、ひとたび判決が出されれば、当事者は、原則として、上級審への不服申立と

いう手段でしか裁判所の判断を争うことはできず、また、敗訴者は差押えなどの強制執行を甘受せざるを得なくなります。その意味で、裁判手段は、紛争解決の手段として最も強力であり、抜本的なものに位置づけられます。

しかし、裁判手段に対しては、従来、手段が厳格であり柔軟な解決がしにくい、解決までに相当な時間・費用を要するなどといった問題点が指摘されてきました。そこで、このような問題点を回避するために裁判外の手続きが工夫され、一定の成果を挙げています。

3 裁判外の手続きについて

裁判外紛争処理手段のうち、建築トラブルに関する主要なものとしては、次のものが挙げられます。

- ①建設工事紛争審査会によるあっせん・仲裁等
- ②住宅工事紛争審査会によるあっせん・仲裁等
- ③裁判所における民事調停

以下、それぞれの手段の主要な特徴をお話しします。

4 建築工事紛争審査会

(1) 紛争処理機関

中央建設工事紛争審査会と都道府県建設工事紛争審査会とがあり、それぞれの管轄については建設業法25条の9第2項に定めがあります。

(2) 取扱対象

建築工事紛争審査会によるあっせん等の対象となるのは、「建築工事の請負契約に関する紛争」です。「建築工事の請負契約」とあるように、住宅の売買に関する紛争や、もっぱら設計に関する紛争は取扱対象にはなりません。

(3) 紛争解決方法

紛争解決方法には、あっせん、調停、仲裁の3つがあります。このうち、あっせん、調停は、当事者の話し合いにより紛争を解決するものであり、当事者間に合意が成立すると、民法上の和解契約としての効力が生じます。



あっせん、調停には委員が関与し、当事者の和解を促します。委員の人数は、あっせんでは1人であるのに対し、調停では3人なので、法律・技術上の争点が多い案件では、あっせんよりも調停が適してくるといえます。

これに対し、仲裁は、当事者の合意ではなく、第三者が下す仲裁判断により紛争を解決するものです。仲裁判断は、あっせん、調停における合意とは異なり、執行判決を得て、強制執行をすることができます。もっとも、仲裁の申立てをするためには、当事者間で紛争を仲裁に付する旨の合意（仲裁合意）が必要であり、仲裁合意がない場合にはこの手続をとることができません。

5 住宅紛争審査会

(1) 紛争処理機関

国土交通大臣から指定を受けた指定住宅紛争処理機関が紛争の処理に当たります。栃木県では栃木県弁護士会がこれに該当します。

(2) 取扱対象

「建設住宅性能評価書が交付された住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争」です（住宅の品質確保の促進等に関する法律67条1項）。建設工事紛争審査会と同様、もっぱら設計に関する紛争は取扱対象にはなりません。審査会とは異なり、売買契約（建売住宅）に関する紛争も対象となります。ただし、品確法による住宅性能評価を受けた「住宅」（定義については同法2条1号）である必要があります。

(3) 紛争解決方法

あっせん、調停、仲裁の3つです。それぞれの効力については上記4（3）でお話したことと同様です。

6 裁判所における民事調停

(1) 紛争処理機関

相手方の住所、居所、営業所もしくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所、または当事者が合意で定める地方裁判所もしくは簡易裁判所が紛争の処理に当たります（民事調停法3条）。

(2) 取扱対象

民事に関する紛争が対象となります（同法1条、2条）。従って建設工事紛争審査会や住宅紛争審査会の対象にはならない案件（例えば、もっぱら設計にかかわる案件）についても、民事調停を申し立てることができます。

(3) 紛争解決方法

当事者の話し合いにより調停が成立し、調停調書に記載されれば、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有します（同法16条）。従って、調停調書を債務名義として強制執行をすることができます。

7 終わりに

建築トラブルの主要な処理手続としては、以上のようなものがあります。冒頭でもお話ししたように、建築トラブルの発生は避けられません。しかし、トラブルが発生したときでも、この中から適切な手続を選択することができます。トラブルをスムーズに解決することが期待できるでしょう。

次代の都市づくり 環境づくりを目指して



豊鉄工建設株式会社
国土交通省認定 M グレード
鋼構造物工事・耐震補強鉄骨工事
〒321-3221 栃木県宇都宮市板戸町 3048-1
TEL 028-667-1693 FAX 028-667-6479
yutaka@yutaka-tk.co.jp

氏家工業株式会社
国土交通省認定 H グレード
鋼構造物工事業
〒321-0403 栃木県宇都宮市下小倉町 3725
TEL 028-674-3291 FAX 028-674-2895
kawasaki_ujiie@syd.odn.ne.jp

相続等に係る生命保険契約等に基づく 年金の税務上の取扱いの変更

久保井会計事務所 久保井 一臣

1. はじめに

相続税法の規定により相続で取得したものとみなされる生命保険契約に係る保険金で年金の方法により支払を受けるものは、相続税の課税財産となりますが、その年金の受給の際に所得税が課されるのは相続税の課税財産を非課税とする所得税法の規定に違反するとして争われた事件で、最高裁判所は、平成22年7月6日、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税は非課税となると判示しました。つまり、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとされたわけです。

この最高裁判所の判決の結果、このような年金に係る税務上の取扱いが改められ、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている場合には、その納めすぎとなっている所得税が還付されることになりました（平成22年10月20日）。

該当する方が多数にのぼると予想され、また、還付される金額も相応のものとなりますので、該当すると思われる方は充分ご注意ください。

2. 対象となる方

次のいずれかに該当する方で、保険契約等に係る保険料等の負担者でない方です。

- (1) 死亡保険金を年金形式で受給している方
- (2) 学資保険の保険契約者が死亡したことに伴い、養育年金を受給している方
- (3) 個人年金保険契約に基づく年金を受給している方

受け取った年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

今回の取扱い変更の対象となる保険年金を受給されている方のうち、年金の支払を受ける際に所得税が源泉徴収されている方には、生命保険会社等から、還付手続きに必要な年金情報等が個別に通知されますが、年金の支払いを受ける際に源泉徴収されていない方や住所変更などにより通知が届かない方で、取扱い変更の対象ではないかと思われる方は、生命保険会社等に照会してください。税務署から納税者の方に通知は行っておりません。

3. 必要な手続き

取扱いの変更の対象となる方には、所得税が還付になるため税務署での手続きが必要になる方や、所得税は還付にならないが住民税や国民健康保険税などが減額となるため市区町村での手続きが必要になる方がおります。

尚、所得税が還付にならない方、住民税や国民健康保険税なども減額にならない方もあります。また、保険年金を受け取った年の確定申告において、保険年金について確定申告をしていない方については、取扱変更後の所得税額が納付済みの所得税額よりも多くなる場合もあります。

必要となる手続きを、パンフレット「平成22年10月税務署からのお知らせ―相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について―」の中に示された『必要なお手続き判定表』で確認してください。

4. 所得税の還付の手続きの期限

「更正の請求」は、取扱いの変更を「知った日」（納税者の方が実際に知った日）の翌日から2ヶ月以内に行う必要があります。更正の請求に基づき減額更生できる期間は、原則として申告書を提出した日から5年間となります（平成17年分について、早い人は平成22年12月末が期限となります。）。

「確定申告」は、申告する年分の翌年1月1日から5年を経過する日までに行う必要があります（平成17年分は原則として平成22年12月末日となります。）。

5. 平成12年分から平成16年分までの各年分の所得税の還付

現在、特別な制度上の措置が検討されています。



コラム

幕末日本を見た3人の外国人

広報・渉外委員 中村 清隆

NHKの大河ドラマ「龍馬伝」が、大好評の内に終わった。

幕末江戸三大道場といわれたのは、北辰一刀流、神道無念流、鏡新明智流。

- ・北辰一刀流（塾頭） 坂本 龍馬（土佐）
- ・神道無念流（塾頭） 桂 小五郎（長州）
- ・鏡新明智流（塾頭） 武市半平太（土佐）

同時期に塾頭を務めた三人が歴史に名を残したのは偶然ではなく、名門道場の塾頭は、当時の一流の剣術家、名士、著名人だったと推測できる。

一方、薩摩藩の西郷隆盛も、篤姫の嫁入り支度で江戸に滞在、幕府とも濃く接触する。

つまり、江戸を知り、幕府と接触してきた地方の若者が、倒幕に力強く動いていくわけだ。

今回のテーマは、幕末を見た3人の外国人にスポットをあてる。幕末の江戸は、幕府は、日本は、見聞した外国人からどう写っていたのか。

1860年代は、イギリスが世界の海を支配して、世界旅行がさかんになった時代。ルイ・ビトンのバック隆盛の時代でもあった。

【幕末のかいつまんだ歴史】

- 1853年 ペリー来航
- 1858年 アメリカ・オランダ・ロシア・英国・フランスの5カ国、修好通商条約締結
- 1859年 トーマス・グラバー来日
- 1859～1862年 シーボルト在日
(1861年より政府顧問)
- 1860年 桜田門外の変
- 1860年 咸臨丸で遣米使節団派遣
- 1862年 遣欧使節団派遣（福沢諭吉、渋沢栄一等）
- 1863年 新撰組結成
- 1864年 池田屋事件
- 1865年 シュリーマン来日
- 1867年 大政奉還、坂本龍馬暗殺
- 1868年 明治元年

1人目：シュリーマン

ヨハン・ルートヴィヒ・ハインリヒ・ユリウス・シュリーマン

Johann Ludwig Heinrich Julius Schliemann
1822年1月6日～1890年12月26日



トロイの発見で有名なシュリーマンが、幕末日本に来ていた！

シュリーマンとは・・・

北ドイツの牧師の子に生まれたシュリーマンは、考古学に興味を持っていた父親からホメロスの叙事詩やポンペイの悲劇について語り聞かされていた。少年時代は経済的に恵まれず、学校教育も満足に受けられなかった。職を変えて働きながら簿記、十数カ国の外国語を次々とマスター、24才でアムステルダムでの貿易商となる。アメリカ国籍も取得。ロシアを拠点とする国際的な大商人となって、巨万の富を築く。

1863年、41才の時、年来の夢であったトロイ発掘を実現すべく、すべての経済活動を打ち切る。

1865年43才、世界漫遊の旅を志し、インドから海路、香港、上海、シナ、日本、サンフランシスコ、ハバナ、メキシコを回る。パリで改めて考古学を勉強し、学位を取得。

1871年49才、巨費を投じたトロイ遺跡発掘に成功する。

シュリーマンが見た江戸は、外国人にとって大変危険なところ。彼は若き大商人グラバーの手配で、護衛5人付で江戸を見聞する。

シュリーマンが見た江戸は？・・・

「これまで方々の国でいろいろな旅行者に出会ったが、彼らはみな感激しきった面持ちで日本について語ってくれた。私はかねてから、この国を訪れたいという思いに身を焦がしていたのである」

「・・・日本人は、工芸品において蒸気機関を使わずに達することのできる最高の完成度に達している。教育はヨーロッパの文明国以上に行き渡っている。・・・高貴な感情が開花するのを妨げている要因がある。・・・民衆の精神的な憧憬を最小限に抑えているに違いない理由がある。」

シュリーマン旅行記 著：シュリーマン 訳：石井和子
古代への情熱 著：シュリーマン 訳：関 楠生



2人目：シーボルト

フィリップ・フランツ・バルタザール・
フォン・シーボルト

Philipp Franz Balthasar von Siebold
1796年2月17日～1866年10月18日



シーボルトは、日本地図を国外に持ちだそうとした罪で強制帰国。だが、30年後に息子を連れて来日、2年余を過ごした。

幕末日本の幕府方から協力要請を受け、異国間をつなぐ重要な役目を果たしていた。

シーボルトは、ドイツ生まれ。24才で開業医となる。26才でオランダに行き、蘭領東インド陸軍外科少佐（軍医大尉）となる。

1823年27才、長崎出島のオランダ商館医に任命され、日本の総合的学際的研究を委任される。その年、楠本たき17才落籍。娘イネが生まれる。

1824年28才、長崎近郊鳴滝に診療所と学術研究の塾（鳴滝塾）を開設する。

1828年32才、シーボルト事件発生。

翌年国外追放。

ライデンで「日本博物館」を開設。「日本植物誌の自然科学編」出版。

52才、オランダ陸軍名誉大佐に任命。

1957年61才、追放令解除。

1859年63才、日蘭通商条約改正案を日本に持参せよとの命を受け、来日。長崎へ。

1861年65才、横浜へ移住。幕府の政府顧問として、欧州について講義、遣欧使節団の相談にあたる。1862年オランダに帰国。

シーボルト日記

「江戸では、人通りの多い場所に小さな「無人販売」の箱が置かれ、小間物や楊子などが値段つきで売られている。客は好きなものを手に取り、お金を足元の小さな引き出しの中に入れる。

世界でもっとも人口の多い都市の一つがこうである！この商売は、貧しい家族、貧しい人々を支えるために、すべての町人たちとの信頼により成り立っている。」

江戸のモラルの高さに驚嘆している様子。

1862年、日記の最後の記述。・・・「もはや未来をもたない者に、現実を嘔吐を催す」

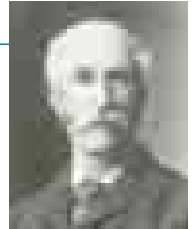
意味不明だが、江戸幕府の未来に、ひどく失望したのだろう。

シーボルト日記 著：シーボルト 翻訳：石山禎一、牧幸一

3人目：グラバー

トーマス・ブレイク・グラバー

Thomas Blake Glover
1838年6月6日～1911年12月13日



「龍馬伝」頻出のトーマス・グラバー。幕末から明治末に亡くなるまで、日本と日光に深い関わりを持つことになる。

トーマス・グラバーとは・・・

スコットランド生まれ。1859年21才、マセソン商会の駐在員として来日。

1862年24才、グラバー商会を開業。

1864年、薩摩・佐賀・土佐など西南諸藩を相手に艦船・武器弾薬などの軍需物資を扱うが、これは御法度行為。井上馨や伊藤博文などの長州藩勢や、森有孔や五代友厚などの薩摩藩勢の欧行を援助する。これも御法度行為。

日本国と自由に貿易を行うには、徳川幕府の支配を終わらせることだと考えたグラバーは、薩摩と長州の連合を助け、英国公使を説得して、薩摩と英国の同盟を結ばせている。

買い手の支払い能力を考えず、艦船や武器など戦争に必要な軍需物資を売るにつれて、莫大な債務を抱えることになった。

佐賀藩の債務のかわりに、高島炭坑の共同経営権を取得し、貿易商から産業資本家へ転身を図る。

1871年（明治3年）33才、ついに倒産。

1881年43才、高島炭坑を、紆余曲折の末、三菱社の岩崎弥太郎が買い取り、グラバーも三菱社が雇い入れる。

二代目弥之助の時代に、豊かな経験と人脈を持つグラバーは重用される。鹿鳴館で外国人名誉書記として、社交界を取り仕切る。

明治41年外国人初勲二等旭日章を受ける。

奥日光で西洋式の鱒釣りを楽しんだ最初の外国人はグラバーだそうだ。魚がいない湯川～戦場ヶ原方面に、アメリカのブルックトラウト（川鱒）を輸入、放流。その一切の費用をグラバーが負担した。

日光中禅寺湖畔は、夏は避暑地として栄え、大使高官の社交場と化していったが、グラバーは社交場の顔となる。明治時代に、イロ八坂の整備もされていない中禅寺湖で、ヨットレースも行われていたのは驚きである。

「日光鱒釣紳士物語」著：福田和美
「グラバー家の最後」著：多田茂治

コラム

ファシリティマネジメントを始めよう

広報・渉外委員 大高 宣光

ファシリティマネジメント (FM) の本質

遊休資産の売却、ネーミングライツ、事務所移転計画、ユニバーサルデザイン、現況図CAD化、データベース管理等、これらは全てFMの一環として度々取り上げられるテーマですが、本来FMに着手する事とは、これらの具体的な業務を意味するのではなく、建物のライフサイクルコストをデータベースを駆使してシミュレーションし、経営環境に即した中長期のマスタープランを立案し、それに基づき毎年の投資、売却、修繕計画を立案・実行する事です。

FMに着手したいが何から始めたら良いのか？

まず初めに着手すべきことは固定資産簿の棟別コードを縦の欄、横の欄には様々な基礎数値と経費を洗い出した一覧表を表計算ソフトで作ることです。

「FMを始める事になったので市販のFMデータベースを買おうと思うが、どれを買ったら良いのか教えてください。」これは筆者も良く受ける質問です。しかしどのような目的のためにどのような機能が充実したデータベースシステムが良いのかは、これから企画計画を立案しようとしている担当者の使用目的によって変わるものです。それよりもまず一覧表を作ってみて、検索や並べ替えをやっているうちに自社のFM業務の中で、あったら便利な機能や使い勝手が見えてきますので、その段階で最も適したFMデータベースシステムに移行することが、間違いないシステム選びに繋がります。「FMデータベースシステムを買ってデータ作成委託も行ったが、ところでそこから何が出てくるのか？」と言う本末転倒な話がFM担当者から聞かれるのは、このプロセスを踏んでいないからでしょう。

具体的な一覧表作り

実際の管理表作りでは、縦の欄を敷地単位毎の棟別コードとし、横の欄には面積(資産簿上の面積と確認申請上の面積)や取得年月、主要構造、耐用年数、簿価、減価償却費、固定資産税、都市計画税、事業所税から光熱水費、収容人数、耐震性能、事業上の重要度ランク、過去の修繕費と主な修繕項目等々、検討すべきテーマに関連する費用の項目を並べていきます。

(表 1)

| 物件コード | 敷地コード 棟別コード | 面積 A (資産簿) | 面積 B (確認申請) |
|----------|----------------|---------------|----------------|
| 09213001 | 136001 土地 | 5000.12 | 5000.12 |
| | 128001 建物 | 2345.66 | 2348.22 |
| | 128002 建物 | 56.41 | 56.41 |
| 09213002 | 136001 土地 | 1223.86 | 1224.00 |
| | 128011 建物 | 555.14 | 555.14 |

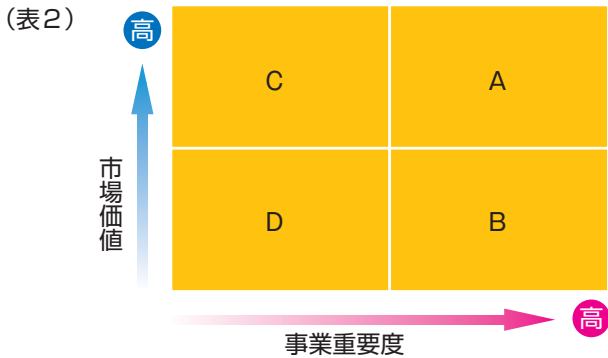
地方自治体などでデータ作成を始める場合、一度に全資産データを整備するのではなく、教育関係、保険医療関係、社宅等、当面取り組みを急ぐ必要がある資産データに絞って作成してみる事が近道ですが、未だ多くの自治体が採用している現状の「公有財産台帳」では上記の基礎数値の把握がそもそも不可能ですので、地方公会計制度改革で提唱されている「基準モデル」への移行に合わせて整備する事で、現況が実態に合わない床面積の数値や、既に取り壊わされた建物が台帳に残っていた事等が発見される例も多く、固定資産簿に沿って現況を正確に把握する事から始めます。

ここで既にお気付きの方が居ると思いますが、管理データの殆どが変動する値です。つまりこのデータベースは今後の維持管理が継続されなければ、ただの紙屑になってしまいます。そのためには作った時からその後の維持管理体制を考える必要があり、そのためにも初めに多くを作り過ぎ無い事が、データ管理を継続させる上で大変重要な進め方になります。

一覧表から見えてくるもの

既にこの一覧表が出来た時点で「人数の割に妙に高い水道代」「廃止予定建物に掛けた修繕費と今後継続使用する建物に掛けた修繕費のアンバランス」等、色々な問題が見えてきます。そこで次に検討する内容は事業上の重要度と市場価値の把握です。

先ほどの表1とは別に次は全ての資産を上表2で分類します。事業上の重要度も高く、市場価値の高い物件(A)はこの先も保持し、反対の物件(D)は出来るだけ早期に処分。重要度は低いが市場価値の高い物件は貸付等の有効利用を図り、反対の(B)はより効率的な運用を図る事



が重要なテーマとして見えてきます。

この二つの資料が揃うと、各建物に対する中長期の整備計画で支出する際の優先順位が明確になります。

ここからが本当のファシリティマネジャーの仕事

ここまでは大変簡潔明快な仕事ですが、建物保守の現場では日々色々な問題が発生します。特に緊急修繕工事は予算の配分に係らず対処しなければなりません。そしてここからが従来型の営繕管理とFMとの大きな違いを生むこととなります。

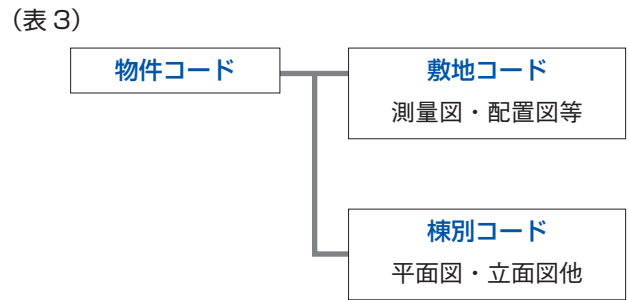
二つの一覧表を参考にライフサイクルコストを勘案した中長期保全計画を立てているファシリティマネジャーは、この緊急工事に際して、足場等の仮設工事や関連設備の劣化状況を確認し、この先1?2年以内に予定されている関連工事を、この緊急工事の共連れ工事として合わせて発注することで、大変大きな効率化を生むこととなります。

この工事が発注されることで、元々作成した中長期計画を再度更新しなければなりません。中長期計画の見直しと共連れ工程の管理を、事業の要請や資金状態を見ながら、常に効率的な企画提案を行うことがFMの基本です。

現況図管理について

文字数値データと共に管理対象として重要なのが工事図面と現況図面の管理です。施設管理が統括されていない組織では、各部門毎に発注図面が管理され、現況の把握が十分にできていない事があります。

またCAD化されたデータがあっても、FMの管理として使うレイヤー整理を行い、現況図として体系的な管理がなされていなければ、図面の更新もままならず、また必要な図面が即座に取り出せなければデータを管理する意味もありません。この場合に簡単で有効な図面データの管理体系は、先の一覧表と同じ資産コード体系で管



理する手法です。

この体系で全ての図面が管理されていれば、例えFM部門の担当者が建築の専門家でなくても、FMデータベースを駆使した企画書に使用する図面も簡単に検索できる事になり、FMで最も大切な「現況把握」の基礎資料となります。

FM体制への移行に際して最も重要なこと

ここ数年官民を問わずFMへの関心が高まっていますが、FM体制への移行に当たって最も重要なことは、自治体によっては首長、企業によっては社長や工場長等その組織のトップが組織改革として取り組み、資産管理の権限を現状の縦割り組織から切り離し、組織に囚われず資産を統括的に管理する組織としてFM部門を位置付ける事が何より重要です。

取り分け地方自治体においては、組織を超えた統廃合計画を練り、資産を処分する等の権限は首長にしか認められていない権限（総合調整権）であり、各施設はその部門が管理する資産として位置付けられているため、いくら既存組織の中にFM担当を指名しても、組織の枠を超えた現況資料の収集は越権行為とみなされ、FMデータベースを作成する基礎資料の収集すら難しいのが実情のようです。

先に地方自治体のFMへの取り組みの先進例としてご紹介した青森県と千葉県佐倉市は、共にこの首長の総合調整権（地方自治法第238条の2）を根拠として組織が作られ、FM管理データを横断的、統括的に管理することにより、大変大きな成果を上げています。

「何をあきらめ、何を残すのか」とテレビで特集番組が組まれるほど、高度成長期に建設された施設の多くが耐用年数を迎えようとしている今、これから多額の更新費用が見込まれる現状では、従来の「建てるための組織」から「効率的に長く使い続けるための組織」に変えていかなければいけない時期に来ています。

指定確認検査機関のミス

有限会社 日事連サービス
専務取締役 中川 孝昭

黄金率

「指定確認検査機関の判断が覆される事例が増加、責任は誰に」既に読んでいただいた方もいらっしゃると思いますが、2011年1月号の“Argus-eye”誌上で、「確認取り消し」を題材に記事を書きました。その記事の中で、日経アーキテクチャにとり上げられた6つの他の事例を紹介しています。その2010年9-13号に掲載された「解釈相違で確認取り消し」のサブタイトルとなっていたのが、冒頭の「・・・、責任は誰に」の文章なのです。

確認が取り消されたことに対する責任を設計者がとられるということに対しては、誰しも素直に承服できないでしょう。法の目をかい潜ろうとあらゆる手段を尽くし、嫌がる相手を無理やり「うん」と言わせたというような事情がその裏にない限り、「責任は誰に?」という疑問に対する答えは、「確認検査機関に!」と声を大にしたいところです。

裁判事例としては、その責任割合を確認検査機関60%・事業者40%とする判例もあるようですが、これが定着すると困ったことになります。ただし、事業者責任のうち95%を施工・残りの5%を設計という配分ができれば、みなさんもなんとか難局を乗り切れるのかもしれない。この比例配分の根拠は、施工会社の手にする報酬と建築士事務所のそれとの比率です。現実の設計報酬が工事高の10%であれば、9:1ということでも構いません。この比率は、あらゆる責任問題にも応用できるはずで、ともかく、建築計画が施工図に移し変えられたその時から、この黄金率が機能するというところに、業界として決定してしまえばよいものと、以前から私は考えていました。

そんなことをまた、つらつらと思い出していたところに、「姉齒事件で県の責任認め逆転判決」という驚くべき事態となりました。日経アーキテクチャ2010年11月22日号P.7のレポートです。愛知県半田市のホテルの訴訟で、名古屋高裁によって、「建築主事には責任がない」と一審の判決を覆す逆転判決が出されたのです。記事に添えられた写真の中で、がっくりと肩を落とし、うなだれる社長の姿には、かける言葉もありません。同姓の誼も手伝って、とても他人ごとではない気持ちにさせられました。

判決文の中で「建築基準法は、建築主事に網羅的な審査を要求していない」と裁判所は指摘します。しかし、どんなお役人さんの仕事にしても、そもそも、その職務の内容を法律の中で網羅的に規定するなどということが、あるはずもないのです。

民間が安心?

因みに、建築士法第6条に「建築物の建築に関する申請

及び確認」についての規定があります。その第4項には、「建築主事は（中略）申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。」としています。その内容については、改正前と変わっているわけではありません。確かにこの中には、網羅的に審査の内容が書いてありません。けれども、建築基準関係規定を斜め読みしても良いとか、建築物の計画がそうした法令に適合しているかどうかを、適当に審査してよいとは規定されてません。法律を引き合いに出すまでもなく、自分のミスによって、他人に迷惑をかけた場合には、謝罪するなり、与えた損害を償うことは当たり前の話です。ところが、こうした問題が法廷で争われることになると、屁理屈の応酬の末に、どこかで捻じ曲がってしまい、あらぬ方向へ結論付けられてしまいます。

確認申請書類中に存在する、建築物の建ち上がる過程で最も重要と思われる、構造上の欠陥を見落して責任がないなどということがまかり通るのであるとすれば、建築確認制度の持つ意味がまったく失われてしまいます。責任ある審査が行われないのですから・・・。

一方、書類手続き上の仕事は確かに建築士事務所の仕事ですし、責任者ではありません。運悪く底意地の悪い担当者に捕まって、何か問題を指摘されて確認が下りないかもしれない、という日常的に起きがちな恐怖に対する予見性は持っています。しかし、一端下りた確認が取り消されることへの予見性などあるはずがありません。予見性のないことについて、民事上の責任が発生するとは思えません。いい加減な確認業務をされてしまうことに対する対策としては、確認検査機関を上回る能力を備えた、予備の私設確認検査機関を設置して、正規確認検査機関に見落されても事故にならないようにする以外になさそうです。そうなる、これはもう一事務所の力ではどうにもならない問題です。建築設計業界のみならず、建設業界の総力を挙げて、対策を講ずる以外に道はありません。

因みに、日事連・建築士事務所賠償責任保険では、こうした問題で建築士事務所の責任とされても、残念ながらお役に立つことができません。ただし、民間確認審査機関は、彼らの業務上の過失で、みなさんに迷惑をかけたときの賠償責任保険に加入しています。そちらに請求されることをお勧めします。万一の事態を考えたときには、民間確認審査機関を利用された方が良いでしょう。こんなにリスクを引き受けている保険会社がいつまで頑張れるか少し心配ですけど・・・。



平成22年度 第2回新商品・新技術研修会

日 時：平成22年11月10日（水）14:00～16:00 場 所：INAX宇都宮ショールーム2F
参加人数：26名

第一部 【タイルと環境について】人と地球を考えたものづくり ～2050年CO₂削減80%を目指して～（90分）

講師：(株)INAX 総合技術研究所IBA推進室 井須 紀文（いす のりふみ）



- INAXの環境理念について。
- 「カタツムリの殻はなぜいつもキレイなのか？」からヒントを得た汚れにくい外壁（マイクロガード）のメカニズムについて。
- キッチン・トイレまわりでの防汚・抗菌のメカニズムについて。
- エコカラット（内装タイル）の調湿・吸着のメカニズムについて。
- 保水セラミックの効果と今後の課題について。

※第一部では、INAXが考える環境理念・人と地球を考えたものづくりの考えた方に始まり、すでに発売中の防汚・抗菌商品のメカニズムのご紹介、ゲリラ豪雨や都市のヒートアイランド緩和に期待される開発中の保水セラミックス等をご紹介させていただきました。

第二部 INAXのタイル商品の技術と商品トレンドのご紹介（20分）


講師：(株)INAXサンウエーブマーケティング商品統括部 タイル建材戦略部 杵島 健（きしま たけし）

- 第一部でご紹介した技術を元に開発された商品（マイクロガード・エコカラット）のご紹介。
- 外装タイルと有機系接着剤の組合せ品質認定制度(Q-CAT)のご紹介。
- INAXタイル採用現場のご紹介。

※第二部では、第一部を受けて、具体的なマイクロガードタイルの商品説明、外装タイル有機系接着剤の組合せ品質認定制度（Q-CAT）のご紹介、テラコッタルーバー等の最近のINAXタイル採用現場のご紹介をさせていただきました。

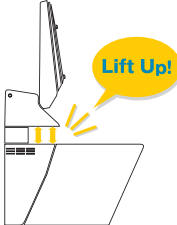


このたびは、社団法人栃木県建築士事務所協会の研修会の題材として、INAXを取り上げて頂き誠にありがとうございました。今後も皆様にお役立ちできるような新商品・新技術の情報提供ができるよう努めてまいりますので、宜しくお願い申し上げます。



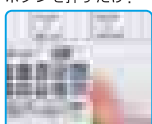
For Precious Life

電動お掃除リフトアップならお掃除ラクラクで『キレイ』!!




ボタンひとつで機能部がリフトアップ。
すき間汚れをカンタン・ラクラクにお掃除できます。

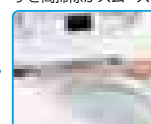
ボタンを押すだけ!




機能部リフトアップ!



すき間掃除がスムーズ!!





※サティスS4、SR4、SM4グレードは手動式になります。

タンクレス・トイレ [サティス]

SATIS

LIXIL 住生活グループ

INAXお客さま相談センター ☎ 0120-1794-00（受付時間／平日9:00～18:00 土・日・祝日10:00～18:00）

<http://www.inax.co.jp/>

協会日誌

2010.9~2010.12

9月

- 9月~10月 平成22年度宇都宮大学インターンシップ実習生 3名受入れ *8月上旬~9月末まで (3設計事務所2週間受入れ)
- 1・栃木県マロニエ建築・景観賞審査委員会(現地審査)開催
3・栃木県マロニエ建築・景観賞審査委員会(現地審査・最終審査)開催
・経営委員会開催
・業務量調査・検討WG開催
協会会議室で開催
(財)建築技術教育普及センター会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
 - 6・耐震診断判定会開催
・第122回関東甲信越ブロック協議会開催
協会会議室で開催
日事連会議室で開催
(本澤 宗夫会長・佐々木 宏幸常務・鈴木事務局長以上3名出席)
 - 8・広報・渉外委員会開催
・業務報酬基準検討WG・公共建築設計懇談会開催
協会会議室で開催
日事連会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
 - 14・とちぎ住宅フェア2010出展者説明会
・業務量調査・検討WG開催
とちぎ福祉プラザで開催
(財)建築技術教育普及センター会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
 - 15・建築士定期講習会開催
パーティとちぎ男女共同参画センターで開催
(参加者30名)
 - 16・平成22年震災建築物応急危険度判定連絡訓練実施
協会事務室で開催
協会会議室で開催
(財)建築技術教育普及センター会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
 - 17・日本建築積算協会関東支部・平成22年度支部役員会(251回)開催
・耐震診断事前審査会開催
日本建築積算協会(関東支部)会議室で開催(夏目 公彦常務理事出席)
協会会議室で開催
 - 21・業務量調査・検討WG開催
(財)建築技術教育普及センター会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
 - 22・常任理事会(13:00~)・定例常任委員会(15:00~)開催
協会会議室で開催
東武ホテルグランデ会議室で開催
(本澤 宗夫会長外9名出席)
 - 24・耐震診断判定会開催
・新建築士制度検討WG開催
協会会議室で開催
日事連会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
 - 29・新商品・新技術研修会
とちぎ福祉プラザ会議室で開催
(本澤 宗夫会長外39名出席)
 - 30・日本建設産業団体連合全国会長会議開催
那須町・エビナール那須会議室で開催
(本澤 宗夫会長出席)

10月

- 1・日本建築士事務所協会連合会 第35回全国大会(東京大会)開催
東京都・帝国ホテル会議室で開催
(本澤 宗夫会長外17名出席)
- 4・常任理事会開催
協会会議室で開催
- 6・平成22年度建築技術検定試験運営委員会開催
・広報・渉外委員会開催
・業務量調査・検討WG開催
栃木県建設産業会館会議室で開催
協会会議室で開催
(三柴 富男副会長出席)
(財)建築技術教育普及センター会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
- 7・建築甲子園「栃木県大会」審査委員会開催
栃木県建築士会会議室で開催
(本澤 宗夫会長出席)
- 13・総務・企画委員会開催
協会会議室で開催
協会会議室で開催
アピア会議室で開催
鉄鋼会環会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
- 18・耐震診断判定会開催
協会会議室で開催
- 20・業務運営委員会開催
協会会議室で開催
- 21・常任理事会(13:00~)・定例常任委員会(15:00~)開催
協会会議室で開催
- 22~24・事務所協会海外親睦研修旅行開催
中国・上海2泊3日で開催
(本澤 宗夫会長外22名参加)
- 23~24・平成22年度建築士事務所キャンペーン(建築無料相談)
とちぎ住宅フェア2010実施・マロニエプラザにて開催
(本澤 宗夫会長外22名参加)
- 27・管理建築士資格取得講習会開催
パーティとちぎ男女共同参画センターで開催
(参加者43名)
- 28・日事連・総務財務委員会会議開催
日事連会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
- 29・業務量調査・検討WG開催
(財)建築技術教育普及センター会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)

11月

- 2・耐震診断事前審査会開催
協会会議室で開催
(佐々木 宏幸常務理事出席)
- 4・栃木県建設産業団体連合会事務局長会議開催
・業務量調査・検討WG開催
栃木県建設産業会館会議室で開催
(財)建築技術教育普及センター会議室で開催
(鈴木 勲事務局長出席)
(佐々木 宏幸副会長出席)
- 8・耐震診断判定会開催
協会会議室で開催
- 8~12・平成22年度宇都宮工業高等学校インターンシップ実習生 14名受入れ
(14設計事務所5日間受入れ)
- 9・栃木県建設産業団体連合会平成22年度栃木県建設雇用改善推進大会開催
ホテル東日本宇都宮で開催
(本澤 宗夫会長・鈴木 勲事務局長出席)
日事連会議室で開催
(佐々木 宏幸副会長出席)
- ・新法制度検討WG・業務量調査・検討WG開催



- 10・栃木県建設産業団体連合会正副会長会議開催 栃木県建設産業会館会議室で開催 (本澤 宗夫会長出席)
- ・第22回栃木県マロニエ建築・景観賞受賞表彰式開催 栃木県庁東館4階講堂で開催 (本澤 宗夫会長出席)
- ・第2回新商品・新技術研修会 I N A X ショールームで開催 (本澤 宗夫会長外35名出席)
- ・業務報酬基準の適正活用検討研究会開催 建築技術教育普及センター会議室で開催 (佐々木 宏幸副会長出席)
- 12・東京ガス(株)「熱電プラザ2010・汐留厨房ショールーム」見学会開催 (本澤 宗夫会長外21名出席)
- ・建築相談会開催 協会会議室で開催 (当番理事)
- 15・経営委員会開催 協会会議室で開催
- ・業務量調査・検討WG開催 建築技術教育普及センター会議室で開催 (佐々木 宏幸副会長出席)
- 16・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- ・日事連・総務財務委員会会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木 宏幸副会長出席)
- 17・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 19・建築士定期講習会開催 パルティとちぎ男女共同参画センターで開催 (参加者32名)
- 20・第123回関東甲信越ブロック協議会開催 長野県善光寺で開催
- (本澤 宗夫会長・佐々木 宏幸常務・安藤 寛樹専務理事・夏目 公彦常務理事・鈴木 勲事務局長以上5名出席)
- 24・常任理事会(13:00~)・常任委員会(15:00~)開催 協会会議室で開催
- 25・耐震診断事前審査開催 協会会議室で開催
- 29・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 30・栃木県建設産業団体連合会団体長会議開催 栃木県建設産業会館で開催 (本澤 宗夫会長出席)
- ・平成22年度宇都宮電設会忘年会開催 宇都宮東武ホテルグランデで開催 (本澤 宗夫会長出席)
- ・新法制度検討WG開催 日事連会議室で開催 (佐々木 宏幸副会長出席)

12月

- 3・総務・企画委員会開催 協会会議室で開催
- 6・第111回日事連全国会長会議 八重洲富士屋ホテルで開催 (本澤 宗夫会長)
- ・日事連政経研究会「第14回建築士事務所政経フォーラム」開催 八重洲富士屋ホテル (本澤 宗夫会長・鈴木事務局長以上2名出席)
- 9・常任理事会開催 協会会議室で開催
- ・栃木県県土整備部建築課との意見交換会開催 協会会議室で開催
- (本澤 宗夫会長・三柴 富男副会長・佐治 則昭副会長・佐々木 宏幸副会長・鈴木 勲事務局長以上5名出席)
- 10・建築相談会開催 協会会議室で開催 (当番理事)
- 15・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- ・「建築士定期講習」及び「管理建築士講習」業務連絡会議開催 ホテル銀座ラフィナートで開催 (鈴木 勲事務局長出席)
- 20・平成22年度震災建築物応急危険度判定模擬訓練の実施に伴う協力スタッフ会議開催 栃木県庁研修館で開催
- (君島 広之理事・小林 基・竹内 幹夫常任委員出席)
- ・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 21・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- 22・常任理事会(13:30~)・常任委員会(15:00~)開催 協会会議室で開催
- 27・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催

編集後記

- あけおめ、ことよろ・・・ 我が娘に言われも 意味不明。／酒井
- 写真を多くし読んでもらえる、読みやすい記事をと、議論して編集。松井ピテオさん御苦労かけます。／大武
- 今市で-5℃を記録、とにかく寒い冬。心暖かい1年を祈念します。／中村
- チュニジアは ウィキリークスで ぶっ飛んだ／アサンジ横松
- 上海への研修の旅よく読んでください！／市田

建設情報管理システム

P115/116

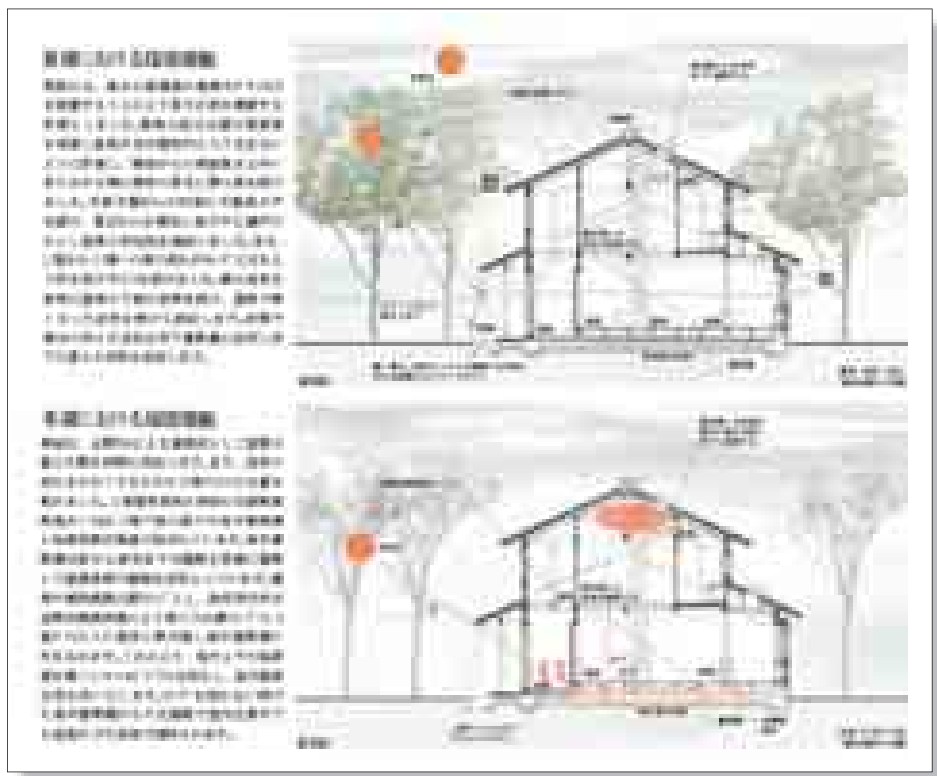
建設情報管理システム

| | |
|------|--|
| 見積書 | 手書き見積で集約に見積書が作成できます。内訳計算や材料集計まで自動で迅速な見積・実行予算データを作成します。 |
| 原価管理 | 工事契約から実行予算・業者発注・実地支那の一環を把握。実行予算(工事・費用)対比の原価管理が簡単に実現できます。 |
| 財務管理 | 実地支那データの自動付録や完成時の自動集約により、仕訳データの作成が簡単化できます。 |

- ・建設情報管理システム
- ・販売システム
- ・物流システム
- ・ホームページ作成

コンピュータ総合コンサルティングサポート
マテハンソフト

〒321-0811 栃木県宇都宮市間瀬町3173-78
TEL:028-456-8111 FAX:028-626-5846



発行所

社団法人 栃木県建築士事務所協会

会長 本澤宗夫

〒320-0032 宇都宮市昭和2丁目5番地26号
 TEL 028(621)3954 FAX 028(627)2364
 HP : <http://www.tkjk.or.jp/> E-mail : info@tkjk.or.jp